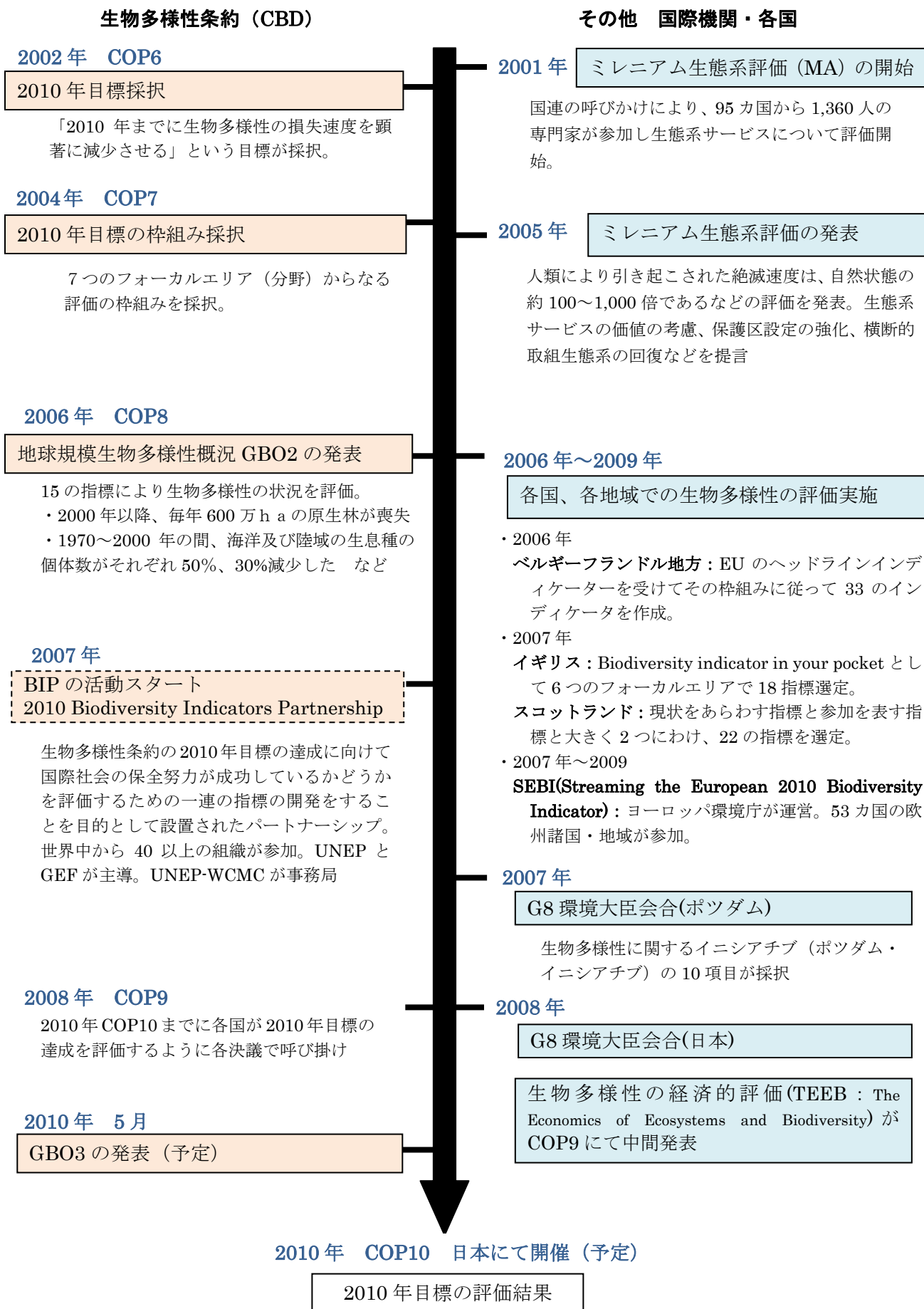


生物多様性の評価に関する国際的動き（流れ）



ミレニアム生態系評価の概要

- ・ミレニアム生態系評価（Millennium Ecosystem Assessment; MA）は、生態系に関する大規模な総合的評価としては世界で初めての取り組み
- ・国連の呼びかけにより、95カ国から1,360人の専門家が参加し、2001年から2005年まで実施
- ・生態系の変化が人間の生活の豊かさ（human well-being）にどのような影響を及ぼすのかを示し、生態系に関連する国際条約、各国政府、NGO、一般市民等に対し、政策・意志決定に役立つ総合的な情報を提供するとともに、生態系サービスの価値の考慮、保護区設定の強化、横断的取

人為的な生態系の変化

○取水と貯水量

- ・過去40年間で、河川や湖沼からの取水量が倍増
- ・ダム貯水量は、自然の川に流れている水量の3～6倍

○土地利用の変化

- ・1945年以降で、18世紀と19世紀を合わせたよりも多くの土地が耕作地に転換され、地表面の約1/4が耕作地化
- ・1980年頃以降、35%のマングローブが失われ、世界のサンゴ礁の20%が破壊され、さらに20%が極めて質が悪化、もしくは破壊

○肥料の使用とそのレベル

- ・人間活動により、すべての自然のプロセスを加えたよりも多量の生物学的に利用可能な窒素を生産
- ・窒素の海への流入量は1860年の2倍

人為による多様性の減少

- ①人類により引き起こされた絶滅速度は、自然状態の約100～1,000倍。
- ②次の世紀までに、鳥類の12%、ほ乳類の25%、両生類の少なくとも32%が絶滅。

生態系サービスの変化を評価

- ①生態系サービス「提供」「調節」「文化」「基盤」の24項目のこれまでの状況を評価。
- ②24項目のうち、4項目のみ（穀物、家畜、水産養殖、気候調節）向上。15項目（漁獲、木質燃料、

4つのシナリオの提示

- ①経済成長、人口変化、生態系管理、国家間協調の要素ごとに異なるケースを組み合わせた4つのシナリオ
- ②それぞれのシナリオについて、人間生活の豊かさの増減と生物多様性の喪失の程度を予測

※生態系の機能の低下を防ぐための主な提言

①意志決定に対する経済的な背景を変えること

- ・決定を行う場合に、市場価格として評価されない生態系サービスの価値も考慮すべきこと。
- ・人間と環境を害する農業、漁業、エネルギーへの助成金をやめること。
- ・生態系サービスを保護し、社会にとって価値のあるような方法で土地を管理している土地所有者に報奨金を支払うこと。

②政策や計画、管理を改善すること

- ・生態系の保護に政策の焦点が定まるよう、関係部局間あるいは国際機関等の意志決定を統合すること。
- ・追加の保護区域を特に海域において設定すること。既存の保護区域に大きな財政上、管理上の支援を与えること。

③個人の行動に影響を及ぼすこと

- ・生態系サービスの低下を押さえるための理由と方法に関し、人々を教育すること。
- ・持続的な方法により生産された産品を購入する上での選択を与えるための信頼できる証明システムを構築すること。

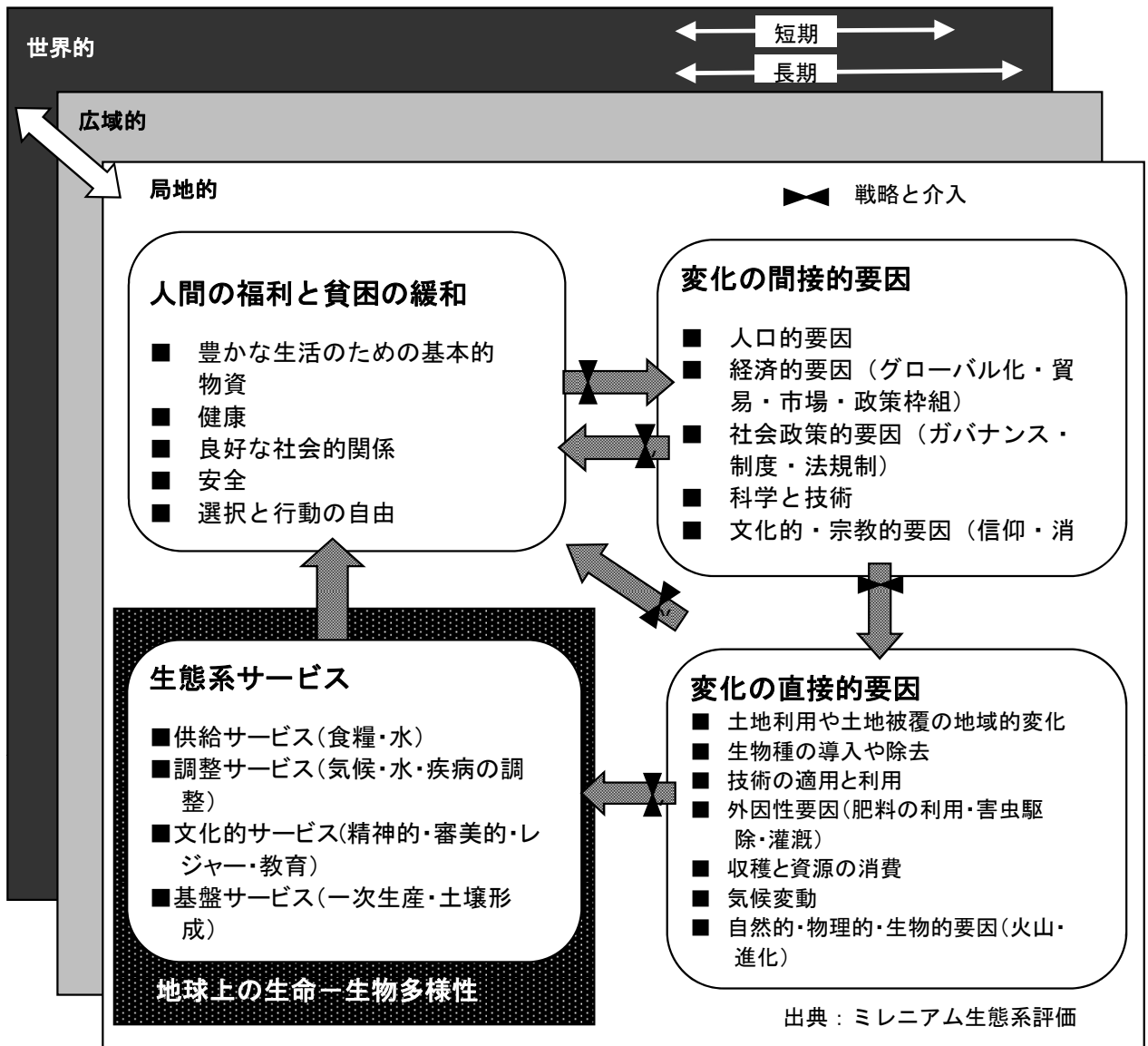


図 生物多様性に間接的に働きかける要因（人口・技術・ライフスタイル）【図：右上】が、生物多様性に直接的に影響する要因の変化を導き出すことがある（漁獲量・肥料の利用）【右下】。その結果が生態系と生態系の提供するサービスの変化を引き起こし【左下】、そのことによって人間の福利に影響を及ぼす。これらの相互作用は1つ以上のスケールで起こり、スケールが重複することもある。たとえば木材に対する国際的な需要が、局地的な河川一帯の洪水の規模を増大させるような森林被覆の広域的な破壊を引き起こすことがある。似たような相互作用が異なる時間軸の中でも起こっている。人間の福利と生態系の保全を促進するために、この枠組みの多くの点

「2010年目標」について

1. 概要

「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という目標。生物多様性条約第6回締約国会議（COP6、2002年オランダ・ハーグ）にて採択された。

2. 経緯

(1) 2002年4月 生物多様性条約第6回締約国会議

- ・生物多様性条約戦略計画を採択。その中で以下の目標を明示
「締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」
- ・また、同時に開催された閣僚級会合でも以下の内容を含む「ハーグ宣言」を採択。
「生物多様性が現在驚くべきスピードで失われている傾向を2010年までにとめるための措置を強化する」

(2) 2004年2月 生物多様性条約第7回締約国会議

- ・2010年目標への取組状況の評価を促すための、7つのフォーカルエリア(分野)からなる評価の枠組みを採択

(3) 2006年3月 生物多様性条約第8回締約国会議

- ・地球規模生物多様性概況（GBO2）報告・公表
- ・COP10での条約戦略計画の改定に向けて、COP9において条約の戦略計画の改定の手順を審議することを決定

(4) 2008年5月 生物多様性条約第9回締約国会議

- ・ポスト2010年目標の検討スケジュールとして、2010年までに作業部会を1回、科学技術助言補助機関会合（SBSTTA）を1回開催するとともに、並行して2010年目標達成状況の評価するための地球規模生物多様性概況第3版（GBO3）を2010年5月に公表することを合意。

地球規模生物多様性概況第2版

- ・ GBO 2 では、CBD事務局が2010年目標の進捗状況を評価するための15の指標により生物多様性の状況を評価。COP 8において報告、公表された
- ・ 12の指標で悪化傾向であるなど、生物多様性の損失が進行
- ・ また、この15の指標以外にも以下のような生態系等の悪化状況を明示
 - － 2000年以降、毎年600万 h a の原生林が喪失
 - － 1970年から2000年の間、内水面の生息種、海洋及び陸域の生息種の個体数 (average species abundance) は、それぞれ50%、30%減少
 - － 地球規模での資源に対する需要は、地球が資源を再生産する能力を約20%超過

表 GBO2による生物多様性の状況に関する評価結果

＜分野:フォーカルエリア＞		評価結果
GBO2で評価を行った指標		
＜多様性の構成要素の状況と傾向＞		
	特定の生物群系、生態系及び生息地の規模の推移	悪化
	特定の種の個体数及び分布の推移	悪化
	保護地域の指定範囲	改善
	絶滅のおそれのある種の指定の変更	悪化
	主な家畜、栽培種及び養殖魚の遺伝的多様性の推移	悪化
＜持続可能な利用＞		
	持続可能な森林、農地生態系等の面積	悪化
	生態系フットプリント及び関連する概念	悪化
＜生物多様性への脅威＞		
	窒素の集積	悪化
	外来生物の傾向	悪化
＜生態系の健全性と生態系による財、サービスの提供など＞		
	海洋食物連鎖指数	悪化
	生態系の連続性と分断性	悪化
	水域生態系の水質	悪化／改善
＜伝統的知識、革新、慣行などの状況＞		
	固有の言語の多様性の状況と言葉を話す人の数	悪化
＜利益へのアクセス及び配分の状況＞		
	開発中	不明
＜資源の移転の状況＞		
	条約の支援のために提供されたODAの額	悪化

2010目標の進捗状況を評価するための指標案

PROVISIONAL INDICATORS FOR ASSESSING PROGRESS TOWARDS THE 2010 BIODIVERSITY TARGET

A. 分野 (A: Focal area)	B. 直ちに試用できる指標 (B: Indicator for immediate testing)	C. 使用できる可能性のある指標 (C: Possible indicators for development by SBSTTA or Working Groups)
構成要素の生物多様性の保護 (Protect the components biodiversity)	特定の生物群系、生態系及び生息地の規模の推移 (Trends in extent of selected biomes, ecosystems and habitats)	
	特定の種の個体数及び分布の推移 (Trends in abundance and distribution of selected species)	
	保護地域の指定範囲 (Coverage of protected areas)	
	絶滅のおそれのある種の指定の変更 (Change in status of threatened species)	
	社会経済的に重要性の高い主な家畜、栽培種及び養殖魚の遺伝的多様性の推移 (Trends in genetic diversity of domesticated animals, cultivated plants, and fish species of major socioeconomic importance)	
持続可能な利用の振興 (Promote sustainable use)	持続可能な管理下にある森林、農業、及び水産業生態系の面積 (Area of forest, agricultural and aquaculture ecosystems under sustainable management)	
		持続可能な供給源からもたらされる製品の割合 (Proportion of products derived from sustainable sources)
生物多様性に対する脅威への取組 (Address threats to biodiversity)	窒素集積(Nitrogen deposition)	
	外来種による被害件数と被害額 (Numbers and cost of alien invasions)	
人類の福祉の確保のための生物多様性由来の産物とサービスの維持 (Maintain goods and service from biodiversity to support human well-being)	海洋食物連鎖指数 (Marine trophic index)	
		その他の生態系の食物連鎖の健全性 (Trophic integrity of other ecosystems)
	生態系の連結性と分断性 (Connectivity/fragmentation of ecosystems)	
		人為による生態系破壊の発生 (Incidence of human-induced ecosystem failure)
		生物多様性に依拠する資源に直接的に依存する社会に生きる人々の健康と幸福 (Health and well-being of people living in biodiversity-based-resource dependent communities)
伝統的知識、発明及び慣行の保護(Protect traditional knowledge, innovations and Practices)	言語学的多様性と固有の言語を話す人の数 (Status and trends of linguistic diversity and numbers of speakers of indigenous languages)	
		土地固有の伝統的な知識状況に関するその他の指標 (Other indicator of the status and indigenous and traditional knowledge)
遺伝子資源の利用による平等で衡平な利益の共有の確保 (Ensure the fair and equitable sharing of benefits arising out of the use of genetic resources)		(遺伝子資源への)アクセス及び利益共有に関する指標 (Indicator of access and benefit-sharing)
資源移転の状況 (Ensure provision of adequate resources)	条約の支援のために提供された公的な開発援助(OECD-DAC統計委員会) (Official development assistance provided in support of the Convention (OECD-DAC-Statistics Committee))	
		技術移転に関する指標 (Indicator for technology transfer)

2010年目標と指標案及びGBO2の指標の対応

分野 (Focal Area)	ゴール 目標	ター ゲット	CBD 2010年目標で 掲げられている内容	GBO2にて使用しているHeadline Indicaor【H.I.】と使用している図・グラフ
生物多 様性の 構成要 素の保 護	1	生態系、生息地、生物多様性の保全を進める		
		1-1 世界の生態学的な地域のそれぞれにおいて、少なくともそれぞれの10%が効果的に保全される	【H.I. 保護地域の指定範囲】 ・ Fig. 2.7 陸上の保護地域(IUCNカテゴリー)面積の経年変化(1900~2000) ・ Fig. 2.8 陸上生態地域及び大規模な海洋生態系の保護程度(世界地図) ・ Fig. 2.9 保護区下にある陸域のエコリージョン(Terrestrial ecoregion)の割合	
		1-2 生物多様性にとって特に重要な地域が保護される	【H.I. 特定の生物群系、生態系及び生息地の規模の推移】 ・ Fig. 2.1 地域別の年間森林純変動面積(1990~2005) ・ Fig. 2.2 現在進行している森林被覆変動率(世界地図) ・ Fig. 2.3 カリブ海のサンゴ面積の変動(1977~2002)	
	2	種の多様性の保全の促進		
		2-1 特定の分類グループの種の個体数減少を軽減させ、維持・回復させる	【H.I. 特定の種の個体数及び分布の推移】 ・ Fig. 2.4 1970年を100とした陸上、淡水、海生生物の個体数指数の傾向(Living Planet Index) ・ Fig. 2.5 1980年を100としたヨーロッパにおける農地性、森林性鳥類の個体数指数	
		2-2 絶滅の危機にある種の状況を改善させる	【H.I. 絶滅のおそれのある種の指定の変更】 ・ Fig. 2.6 レッドリストインデックス(1988~2004)	
3	遺伝的多様性の保全を推進する			
	3-1 農作物、家畜、木材種、魚類、野生生物、その他価値ある種が保全され、関連する先住民や地域の知識が保持される	【H.I. 主な家畜、栽培種及び養殖魚の遺伝的多様性の推移】		
持続可 能な利 用の促 進	4	持続可能な利用と消費の促進		【H. I. エコロジカルフットプリント及び関連する概念】 ・ Fig. 2.18 Global Ecological Footprint(1961~2001) ・ Fig. 2.19 エコロジカルフットプリントの集中地域(世界地図)
		4-1 持続可能な管理による資源から生物多様性を基礎とした産品が得られ、生産地域が生物多様性の保全と一致して管理される	【H. I. 持続可能な森林農地の生態系の面積】	
		4-2 生物資源の非持続的消費、あるいは生物多様性への影響が軽減される		
		4-3 国際取引による絶滅の危機にさらされる野生の動植物種がない		
生物多 様性に 対する 脅威へ の取組 み	5	生息地の損失、土地利用の変化及び劣化による圧力及び非持続可能な水利用が軽減される		
		5-1 自然の生息地の損失及び劣化の速度が緩められる	【H. I. 窒素の集積】 ・ Fig. 2.15 世界の反応性窒素の人為的生成の推移(1900~2000) ・ Fig. 2.16 大気中に放出されている推定全反応性窒素量(mg/m ² /yr)(世界地図)	
	6	侵略的外来種からの脅威を制御する		
		6-1 侵略的外来種となりうる主要な種の経路が制御される	【H. I. 外来生物の傾向】 ・ Fig. 2.17 スカンジナビア半島において記録された外来種の数(1900~2000)	
	7	6-2 生態系、生息地もしくは種を脅かす主要な外来種のための管理計画が整っている		
		7 気候変動及び汚染から生物多様性へ問題に取り組む		
7-1 気候変動に対応するため、生物多様性の構成要素の抵抗力を維持し、強化する				
	7-2 汚染とその生物多様性への影響を軽減する			
	8	財とサービスを提供する生態系の能力を保持し、生活を支える	【H.I. 生態系の連続性と分断性】 ・ Fig. 2.12 水路・ダムによる主要河川(292)の分断・水量調節の影響(世界地図) ・ Fig. 2.13 人為的理由による森林の分断(世界地図)	
8-1 財とサービスを提供する生態系の能力を保持する		【H. I. 海洋食物連鎖指数】 ・ Fig. 2.10 漁獲種の平均栄養段階レベルの傾向(1950~2000) ・ Fig. 2.11 海洋食物連鎖指数の変動(1950年代当初~現在) 【H.I. 水域生態系の水質】 ・ Fig. 2.14 5地域(アフリカ・アジア太平洋・欧州・北米・南米)における主要河川のBODの状況(世界地図)		
8-2 持続可能な暮らし、地元の食料安全保障、保健医療を支える生物資源が、特に貧しい者にとって維持される				
伝統的 知識、 発明及 び慣行 の保護	9	先住民や地域社会の社会・文化的な多様性を維持する	【H. I. 固有の言語の多様性の状況と言葉を話す人の数】	
		9-1 伝統的知識、発明、慣行を保護する		
9-2 利益の配分を含む、伝統的な知識、発明、慣行に関する先住民・地域住民の権利を保護する				
遺伝資 源の利 用によ る利益 の平等 で衡平 な分配 の確保	10	遺伝資源の利用による利益の平等で衡平な分配の確保	【H. I. 開発中】	
		#-1 すべての遺伝資源の転移が生物多様性条約、食料農業植物遺伝資源に関する条約及びその他、適用可能な協定等に沿っている		
#-2 遺伝資源の商業的利用等から生じる利益が遺伝資源を供給する国と共有される				
資源移 転の状 況	11	締約国は条約を実施するための資金的、人的、科学的、技術的な能力を向上させる	【H. I. 条約の支援のために提供されたODAの額】 ・ Fig. 2.20 先進国(16カ国)からの生物多様性条約の目的達成のための総活動支援額の推移(1998~	
		#-1 条約第20条にしたがって、条約の下での開発途上の締約国の責務が効果的に果たされるよう、新たな、及び追加的な資金源が投入される		
#-2 20条第4パラグラフに従って、条約の下での責務を効果的に果たせるよう、開発途上締約国に技術が移転される				

国際レベル・国レベルの指標の例(ベルギー・英国など)

生物多様性条約	EU の重要指標	ベルギー・フランドル地方 2006	英国 2007 ^(注1)
フォーカル・エリア	ヘッドライン・インディケーター(重要指標)	33 指標	18 指標 (4 つは開発中)
生物多様性の構成要素の状況と推移	特定の種の個体数及び分布の推移	繁殖鳥類の個体数 スケルト川沿いの水鳥の個体数 沿岸域のアジサシの分布	特定の種の個体数の推移 植物の多様性 英国 BAP(生物多様性行動計画)の優先種 英国 BAP(生物多様性行動計画)の優先生息地 遺伝的多様性(開発中) 保護区
	絶滅の恐れのある/保護される種の指定の変更	種の状況 EC 鳥類指令に指定された繁殖鳥類の個体数 動植物の生息地保全に関する規定で指定されている哺乳類の個体数	
	特定の生態系、及び生息地の規模	半自然生態系の規模 動植物の生息地保全に関する規定に指定されている生息地の規模 森林面積	
	保護区の指定範囲	自然保護区及び森林保護区 フランドル地方の生態系ネットワーク 特別保護区と保全特別区 (Natura 2000) ラムサール登録湿地	
持続可能な利用	持続可能な管理下にある森林生態系の面積	持続可能な森林管理基準に沿った管理計画を持った面積	持続可能な森林地帯の管理 農業環境(計画)対象地の面積 持続可能な漁業
	持続可能な管理下にある農業生態系の面積	農業環境計画下の面積	
	持続可能な管理下にある狩猟鳥獣 (extra headline)	狩猟鳥獣の個体数	
	近自然工法で管理されたインフラ(extra headline)	近自然的管理がなされている(道路や水辺の)縁部	
生物多様性に対する脅威	窒素堆積	富栄養化の限界値の超過 酸性化の限界値の超過	大気汚染の生態学的な影響 外来種 スプリング・インデックス(生物学的な事象の観察日)
	外来種の数	外来植物種の数 外来動物種の数	
	気候が生物多様性に与える影響	渡り鳥の飛来日 フランドル地方での南方系のヨーロッパのトンボ類の観測	
生態系の完全(健全)さと生態系の財とサービス	森林の健全性(extra headline)	樹冠状態	海洋食物連鎖指数 生息地の連続性 河川の質
	水系生態系における水質	魚類指数(水質) 無脊椎動物指数(水質) 栄養塩濃度	
	生態系の連続性/分断化	自然コリドーの面積 河川の分断化の解消	
伝統的知識、発明及び慣行の状況			
遺伝資源へのアクセスと利益配分の状況			
資源移転の状況	生物多様性に対する資金(拠出)	自然保護の予算	英国生物多様性への支出 世界の生物多様性への支出
	経済及び開発の支援の中での生物多様性に対する資金(拠出)	熱帯林のためのフランドル基金のための予算	
世論 ^(注2)	市民の意識(向上)と参加	自然や森林へ出掛ける頻度 自然保護関連 NGO への加入	保全ボランティア

スコットランド 2007
22 指標
状況を表す指標
BAP(生物多様性行動計画)の優先種 BAP(生物多様性行動計画)の優先生息地 陸上繁殖鳥類 越冬海鳥 維管束植物の多様性 森林構造 陸上昆虫個体数(チョウ) 陸上昆虫固体数(ガ) 良好な状況の種(%) 良好な状況の生息地(%) カワウソの状態 淡水性ベントス 海洋プランクトン 河口域の魚類の多様性 安全域内の海洋魚種資源 侵略的不在来種
参加型の指標
生物多様性に関する意識 都市域の緑被率 アウトドア活動 生物多様性保全活動への参加 生物多様性関連 NGO への加入

注 1 : 英国の指標についてはその詳細、フォーカルエリア、18 指標を示した。さらに 18 指標を測るための下部指標については資料 2-3-③を参照。

注 2 : 生物多様性条約締約国会議の決議には「世論」のフォーカルエリアはないが、ヨーロッパの指標では、ほとんどの場合に出てくる。

国際レベル・国レベルの指標の例(生物多様性条約・SEBI)

	生物多様性条約 (2007)	GB02(2006)	SEBI 2010 (2007)
フォーカル・エリア	23 指標 (内9つが試作中=★)	20 指標	26 指標
生物多様性の構成要素の状況と推移	特定の生物群系(バイオーム)、生態系、及び生息地の規模の推移 特定の種の個体数及び分布の推移 絶滅の恐れのある種の指定の変更 社会経済的に重要性の高い主な家畜、栽培種及び養殖魚の遺伝的多様性の推移 保護区の指定範囲	2.1 地域別の年間森林純増減面積 2.2 現在進行している森林被覆増減率 2.3 カリブ海のサンゴ面積の増減 2.4 世界の陸上、淡水、海生生物の個体数指数の傾向 2.5 ヨーロッパにおける農地性、森林性鳥類の個体数指数 2.6 レッドリストインデックス 2.7 陸上の保護地域面積の経年変化 2.8 陸上生態地域及び大規模な海洋生態系の保護程度 2.9 保護区下にある陸域のエコロジーの割合	1 特定の種の個体数及び分布 2 ヨーロッパの種のレッドリストインデックス 3 ヨーロッパの重要種 4 生態系被覆率 5 ヨーロッパの重要種の生息地 6 家畜の遺伝的多様性 7 国ごとに指定された保護地域 8 EU 動植物の生息地保全に関する規定と鳥類指令により指定された地域
持続可能な利用	持続可能な管理下にある森林、農業、及び水産業生態系の面積 持続可能な供給源からもたらされる製品の割合(★) エコロジカルフットプリントとそれに関連した概念(★)	2.18 世界のエコロジカルフットプリント 2.19 エコロジカルフットプリントの集中地域	17 森林: 成長株、増大と伐採 18 森林: 枯れ木 19 農業: 窒素バランス 20 農業: 潜在的に生物多様性のサポートする管理が行われている地域 21 漁業: ヨーロッパの商業用魚種資源 22 水産養殖: 魚類養殖からの廃水の質 23 ヨーロッパ諸国のエコロジカルフットプリント
生物多様性に対する脅威	窒素堆積 外来種の推移	2.15 世界の反応性窒素の人為的生成の推移 2.16 大気中に放出されている推定全反応性窒素量 2.17 スカンジナビア半島において記録された外来種の数	9 窒素の限界値超過 10 ヨーロッパにおける外来種 11 気温に敏感な種の発生状況(気候変動の指標種)
生態系の完全(健全)さと生態系の財とサービス	海洋食物連鎖指数 水系生態系における水質 その他の生態系についての食物連鎖の完全性(健全性)(★) 生態系の連続性/分断化 人為による生態系破壊の発生率(★) 生物多様性に依拠する社会に生きる人々の健康と福祉(★) 食糧及び医薬品に用いられている生物多様性(★)	2.10 漁獲量の平均栄養段階レベルの傾向 2.11 海洋食物連鎖指数の変動 2.12 水路・ダムによる主要河川(292)の分断・水量調節の影響 2.13 人為的理由による森林の分断 2.14 5地域(アフリカ・アジア太平洋・欧州・北米・南米)における主要河川のBODの状況	12 海洋食物連鎖指数 13 自然及び半自然地域の分断化 14 河川の分断化 15 河川、沿岸、海洋の栄養塩の状況 16 水質
伝統的知識、発明及び慣行の状況	言語学的多様性と土着の言語を話す人の数 その他の土着の伝統的な知見の状況に関する指標(★)		
遺伝資源へのアクセスと利益配分の状況	遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する指標(★)		24 遺伝資源を基礎にした特許出願
資源移転の状況	条約の支援のために提供された公的な開発援助技術移転に関する指標(★)	2.20 先進国(16カ国)からの生物多様性条約の目標達成のための総活動支援額の推移	25 生物多様性管理への資金供給
世論			26 市民の意識(向上)

出典:

2006, Research Institute for Nature and Forest, Brussels, "Biodiversity Indicators 2006" (<http://www.inbo.be/docupload/2648.pdf>)

2007, Defra, "Biodiversity Indicators in Your Pocket 2007" (<http://www.jncc.gov.uk/pdf/2010-BIYP2007.pdf>)

2007, The Scottish Government, "Scotland's Biodiversity Indicators" (<http://www.scotland.gov.uk/Resource/Doc/199632/0053322.pdf>)

CBD COP VII/30 etc, (<http://www.cbd.int/2010-target/framework/indicators.shtml>)

2006, Secretariat of the Convention on Biological Diversity, "Global Biodiversity Outlook 2" (<http://www.cbd.int/doc/gbo2/cbd-gbo2-en.pdf>)

2007, European Environment Agency, "Halting the Loss of Biodiversity by 2010" (SEBI2010)

(http://reports.eea.europa.eu/technical_report_2007_11/en/Tech_report_11_2007_SEBI.pdf)

生物多様性の評価に関する国内の動き（流れ）



第3次環境基本計画 「生物多様性の保全のための取組」分野における指標

第3次環境基本計画（2006年決定）の「生物多様性の保全のための取組」分野において9つの指標を採用。

■指標に関する記述（要旨）

（第二部（重点分野政策プログラム）第6節 「5 取組推進に向けた指標」）

- 生物多様性は多くの種の相互関係の中で形成され、人間活動など変化の要因との関係も極めて複雑で、元来、定量的な指標になじみにくい。
- 生態系・種・遺伝子等の各レベルごとに、要因・状態・対策に関するものを示すなど、一連の指標群としての構造化を図ることが望ましいが、全国的な調査データの整備状況や更新期間等の問題や限界があり現時点では困難。
- しかし、あえて指標を用いることで、生物多様性に対する認識を深め、その保全のための取組を進展させることもまた重要。
- 厳密な意味での因果関係や指標の構造化の可否にとらわれることなく、生物多様性保全との間にある程度の関係性がある取組等の中で、データの把握に特別の困難を伴わないものをいくつか取り出して指標として用いる。

■「生物多様性の保全のための取組」分野における指標

生態系レベルの指標

- ①「自然環境保全基礎調査の植生自然度」
- ②農業分野における「田園自然環境の創造に着手した地域の数」
- ③河川及び港湾における「失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合」
- ④河川及び港湾における「失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合」
- ⑤都市域における「水と緑の公的空間確保量」
- ⑥国有林野における「保護林の数（試行的な指標）」

種レベルの指標

- ⑦「脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合」
- ⑧「保護増殖事業計画など種の回復のための計画数」

社会参加という観点も含めた全体的な指標

- ⑨「自然再生推進法に基づく自然再生協議会の数」